

市・県民税の申告

2月13日(火)～3月15日(木)

問い合わせ…市民税課市民税第一係・TEL内線23343

一月上旬、該当すると思われる方に申告用紙・「市・県民税申告の手引き」などを郵送します。左記の「市・県民税の申告が必要です」に当てはまり、用紙が届かない場合は、市民税課（本庁舎1階）または出張所・連絡所などに用意してある申告用紙を使用してください。

市・県民税の申告が必要な方チェック　はい→　いいえ→

申告・相談の受け付け日程

平成十九年一月一日の時点で川越市に住んでいましたか？
*市・県民税の課税基準日は、毎年一月一日となっています。

平成十九年一月一日の時点で川越市内に事務所・事業所・家屋敷を所有していますか？

市・県民税の申告が必要です
申告書の書き方が異なります。
申告書にお尋ねください。
市民税課にお尋ねください。

均等割が課税されます。
申告書の書き方が異なります。
申告書にお尋ねください。

平成十八年一月一日から十二月三十一日までに収入がありましたか？

申告の義務はありません
児童手当・老人医療など福祉関係事務および国民健康保険の資料・非課税証明書の発行に必要となります。申告書裏面（昨年中収入のなかつた人の記載欄）を記入し、郵送してください。

所得税の納付・還付（医療費控除・住宅借入金等特別控除など）を受けるため、税務署に平成十八年分所得税の確定申告をしますか？

収入は給与ですか？

市・県民税の申告は不要です
所得税の確定申告をすることにより、すでに申告が済んでいることになります。確定申告については、二月十日発行の広報川越をご覧ください。

市・県民税の申告は不要です
勤務先（支払い先）から川越市へ、給与支払報告書が提出されていますか？

給与以外の収入がありますか？

市・県民税の申告が必要です
①平成十九年度市・県民税申告書
②印鑑（認め印可）
③収入のわかる書類（平成十八年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など）
④昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金など）の領収書など、生命保険・損害保険の控除証明書、その他控除に必要な書類（身体障害者手帳など）
⑤営業等所得・不動産所得などがある方は、収入・経費のわかる帳簿など

*給与以外の所得が二十万円以下でも、申告が必要となります。
*国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。

*申告がない場合、銀行ローンの借り入れ・公営住宅などの申し込み・保育園入園などに使用する所得の証明は発行できません。

受付日	会場
13日(火)	北部地域ふれあいセンター
14日(水)・15日(木)	高麗南公民館
16日(金)	福原公民館
19日(月)・20日(火)	大東公民館
21日(水)・22日(木)	南公民館
23日(金)	南古谷公民館
26日(月)	ジョイフル（南文化会館）
27日(火)	南古谷公民館
28日(水)	農業ふれあいセンター
1日(木)・2日(金)	メルト（西文化会館）
5日(月)	高麗南公民館
6日(火)・7日(水)	霞ヶ関公民館
8日(木)・9日(金)	霞ヶ関北公民館
10日(土)・11日(日)	市民会館
12日(月)・13日(火)	市民会館
14日(水)・15日(木)	市民会館

平成19年度から市・県民税が変わります

詳しくは、昨年9月10日発行の広報川越をご覧になるか、市民税課にお尋ねください。

問い合わせ…市民税課市民税第一係・TEL内線23343

所得税の還付申告

2月5日(月)～3月12日(月)

問い合わせ：川越税務署・TEL2335-9465

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けます。昨年中に多額の医療費を支払った場合や、年末調整をしていないなど、一定の要件に合えば還付の申告をすることにより、すでに納めた所得税が戻ってきます。

郵送でも受け付けています

記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類と共に、〒350-8666川越税務署に郵送してください。

対象

①～③の還付を受ける方です。

- ①給与所得者の医療費控除
- ②年金受給者で還付の要件に該当する方
- ③中途退職者などで、年末調整をしていない方

○その他の受付会場

受付日	会場
2月2日(金)	大東公民館
2月5日(月)	霞ヶ関北公民館
2月6日(火)	高階南公民館
2月7日(水)	メルト(西文化会館)
2月9日(金)	市民会館

受付日時：2月5日(月)～3月12日(月)
(土・日曜日を除く)、午前9時～午前11時～午後1時～3時
＊相談は、午前9時30分からです。

税務署（並木四五一-一二）で受け付けます。

還付申告の受け付け

直接、会場へお越しください。

●東上パールビル地下一階（脇田本町）

一五-一三

受付日時：2月5日(月)～3月12日(月)
(土・日曜日を除く)、午前9時～午前11時～午後1時～3時
＊相談は、午前9時30分からです。

(2)医療費控除による還付を受ける方

- ①(1)であげた①～⑤

②支払った医療費などの領収書（医療費の支払額を病院別・医療を受けた人別にまとめて集計しておいてください）

③社会保険・共済組合などから補てんされた給付金の金額のわかる物

④生命保険会社などから支払われた入院給付金などがわかる物

(3)年金受給者・昨年中に退職した方

- ①(1)であげた①～⑤

②昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金など）の領収書など、生命保険・損害保険の控除証明書、その

他控除に必要な書類

*国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。

年金説明会を開催します

年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。

時間：①午前10時～正午（受け付け＝午前9時30分～10時）②午後2時～4時（受け付け＝午後1時30分～2時）

受付日	会場
1月29日(月)	市民会館
1月30日(火)	高階南公民館



東上パールビル
*川越駅西口徒歩一分。駐車場はありません。来場には電車・バスなどをご利用ください。

申告に必要な物

(1)必ず持参する物

①平成十八年分の源泉徴収票の原本（記載されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写しが必要）

②印鑑（認め印可）

③振込金融機関の口座番号のわかる物（申告者名義の口座に限る）

④筆記用具

便利でカンタン！ ぜひご利用ください
**「国税庁ホームページ」で
申告書を作成して
郵送で提出できます**

ホームページアドレス=<http://www.nta.go.jp>